

財務省告示第二百十一号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成二十年六月二十日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十年七月三日

財務大臣 額賀 福志郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（五年）（第七十二回）

二 発行の根拠 平成二十年度における公債の発行の特例に関する法律（平成二十年法律第二十四号）第二条第一項及び特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十条第一項及び第六十二条第一項

三 振替法の適用等 社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法 価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であつて、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募集の決定を受けた各申込みの応募価格を募入額により加重平均して得られる価格をその発行価格とする。



七  
払  
込  
金  
額

行争非者特国行争非者特国  
入価・別債入価・別債  
札格第参市札格第参市  
発競加場発競加場

六付一一行平十付一一行平  
百国項の成四国項の成  
十債の特二億に規例十年千  
七に規定に關するおける  
億円てき法行第公債の  
円額面金しきた利第

八口  
行争非  
入札競  
行争入

百いにる八金し二債う円額  
三て基法百額た条のち  
十はづ律七で利第発`  
万`き第十万兆国項の成  
円額行十円六債の特二  
面金し二`千つ定に年  
額た条特別七て基すに  
で利第一会計はづるお  
五付国項の規關億額面  
百債のに規關億額面  
億債のに規關億額面  
八に規定す千面

八金し二債う円額  
百額た条のち  
七で利第発`  
万兆国項の成  
`千つ定に年  
千面

六  
イ  
発  
入  
札  
競  
行  
争  
額  
入  
札  
競  
行  
争  
額

でた条特 六付一一行平十付一一行平百いにる八金し二債う円額  
千利第別 百国項の成四国項の成三て基法百額た条のち  
八付一會 十債の特二億に規例十年千 十はづ律七で利第発`  
百国項のに 七に規定に關するおける 万`き第十万兆国項の成  
四債の規 億円てき法行第公債の 円額行十円六債の特二  
十二つ定に 円額面金し二`千つ定に年 面金し二`千つ定に年  
億円で基法 額面金しきた利第 額た条特別七て基すに  
`づき第 額面金しきた利第 で利第一会計はづるお  
額發行十 額面金しきた利第 五付国項の規關億額面  
面發行十 額面金しきた利第 百債のに規關億額面  
金行十六 額面金しきた利第 億債のに規關億額面  
額し六 額面金しきた利第 八に規定す千面



十 十 十 十 十  
九 八 七 六 五  
四

十 十  
三 二

払 者 入 払 元 償 償  
込 札 場 利 還 還  
期 参 所 金 金 期  
日 加 支 額 限  
後 第  
の 二  
利 期  
子 以

初 利 入 価 ・ 別 債 行 争 非  
期 札 格 第 参 市 及 入 価  
利 発 競 加 場 び 札 格  
子 率 行 争 非 者 特 国 発 競

平成二十年六月二十日  
財務大臣から通知を受けた者  
日本銀行  
額面金額百円につき百円  
平成二十五年六月二十日  
る利息を支払う。  
いて、その日以前六月間に属す  
日を支払期とし、各支払期にお  
毎年六月二十日及び十二月十  
後の子

$$\frac{\text{額面金額} \times 1.5}{100} \times \frac{1}{2}$$

年一・五パーセント  
平成二十年十二月二十日を支払  
期とし、次の算式により算出し  
た金額を支払う。ただし、支払  
期が銀行休業日に当たるとき  
は、その翌営業日に支払う（以  
下、次号及び第十五号において  
規定する期日について同じ。）。